

製品 3 R システム高度化ワーキング・グループの設置について

1. 検討の背景

循環型経済社会の構築に向けて、我が国では、平成 3 年の再生資源利用促進法の制定を皮切りに、大きく分けて業種毎及び製品毎という 2 つの観点から、各種のリサイクル法制やガイドラインの整備により、3 R 推進の取り組みを進めてきた。

特に製品に関し、容器包装、家電製品、パソコン、自動車といった製品が使用済となった後の回収・リサイクルを実施するための法的枠組みとして各種リサイクル法を整備するとともに、オートバイやオフィス家具などについてもガイドライン整備等による自主的対応を順次展開してきた。また、3 R を徹底するためには、下流段階の回収・リサイクルだけでなく、設計・製造といった上流段階においても、使用済となった後のリユース性・リサイクル性を考慮した対応が重要であり、これに対応するための法的枠組みとして、資源有効利用促進法に基づく環境配慮設計措置（リデュース配慮設計、リユース・リサイクル配慮設計）が規定されており、現在、対応すべき製品として家電製品等約 20 品目が指定されている。

このような枠組み等を背景に、例えば、家電製品等の分野に関しては、下流段階では年間 1000 万台を超える量が回収・リサイクルされるとともに、企業毎の製品開発という上流段階では世界的に見ても先端の環境配慮設計への取り組みが行われている状況となっている。

しかしながら、これらの取り組みが社会全体としてのシステムとして機能を発揮するためには、上流から下流に至る製品のライフサイクルに係る各段階において、環境配慮設計情報が十分に活用される仕組みを強化するとともに、消費者の製品選択の際において、このような環境配慮された製品が新たな価値として積極的に認知されていくことが不可欠である。

このような状況を踏まえ、今回の検討においては、製品のライフサイクル全体において、天然資源消費量、廃棄物発生量及び環境負荷を最小化するような対応が可能となるよう、製品毎の 3 R システムの高度化を図るために必要な措置について検討を行うこととする。（「ゆりかご」から「ゆりかご」までを見据えた世界に先駆けた「製品 3 R システム」の構築）

2. 検討事項等

（1）上流及び下流各段階における環境配慮情報の共有・活用の在り方

我が国では、年間約 1046 万台もの家電製品（4 品目）と、年間約 72 万台もの家庭系及び事業系パソコンが回収・リサイクルされており、その規模において世界最高とも言えるレベルのリサイクルシステムを実現している。この結果、使用済製品由来の再生資源を再度製品に使用する等これまで想定できなかった資源の有効活用も行われるようになった。

これに伴い、上流の製品製造段階と下流のリサイクル・再商品化段階が協力して、環境配慮に係る情報（原材料・物質情報、分離・分別部位情報等）を製品のライフサイクル全体にわたって伝達し、各段階においてこれを有効活用することにより、資源有効利用を更に高度化できる可能性が高まっている。

このように、「ゆりかご」から「ゆりかご」までを見据え、製品毎の3Rシステムをより高度化するに当たっては、製品中にどれだけの再生資源が利用されているかといった評価や、希少性・資源有用性・有害性の観点から製品に含有されるどのような原材料・物質に対してどのような管理が必要かといった点等に関して、現に行われている家電製品等のリサイクルの経験を活用しつつ、更なる段階に向けた措置を検討すべき状況にある。

このため、上記の観点を含めた設計・製造段階での適切な管理及び含有情報の開示と、製品が使用済となった後の下流段階における対応（リユース・リサイクル）の組合せを基本とする「製品3Rシステム」の高度化を図るべく、資源有効利用促進法の活用を念頭に、環境配慮設計措置として、製品に含有される原材料・物質の管理及び開示に関する事項、再生資源利用率等に係る事項、材質や解体容易性に関する事項、これら環境配慮情報に関する表示方法等の情報提供に関する事項、及び対象となる製品の特定制等について検討を行う。

また、併せて、原材料・部品における含有物質等といった情報のサプライチェーン上の伝達方法に関する事項について検討を行う。

(2) 消費者・需要家からの製品に関する環境情報ニーズへの対応の在り方

消費者・需要家の製品選択の評価軸として、従来の価値基準（価格、機能等）に加え、再生資源がどの程度使われているかなどが、選択の基準の一つとなりつつあり、今後は、製品の「環境配慮」に関する情報も市場において一層重視されると考えられる。昨年の通常国会にて成立した「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）」においても、「国は、消費者が製品等を利用するに当たって環境情報を利用することを促進する措置を講ずる」ものとされているなど、消費者・需要家に対する環境情報の提供の要請が益々強まっている。こうした取り組みが進められることにより、環境配慮対応製品の市場性が増加し、社会全体として3Rが一層促進されることが期待される。

このため、消費者等の需要サイドにおける製品購入に際しての参考となるような環境配慮製品に関する情報提供基盤を整備し、グリーン購入法における調達基準の見直し等環境配慮対応製品が市場によって評価され新たな価値を生み出すことを促進するための施策について検討を行う。

(3) 製品の環境配慮設計措置に関する国際標準化等への対応の在り方

製品の設計・製造段階において環境配慮を求める動きは、我が国のみならず海外においても活発化しており、EUや中国等において関連する制度が制定又は検討中となっている。

一方、環境配慮対応措置の国際標準化に向けた検討も進められており、国際電気標準会議（IEC）においては、電気・電子製品における環境配慮設計、含有物質情報開示方法（マテリアルデクラレーション）、化学物質測定方法の3つの分野の規格制定に向け、来春以降議論が本格化する予定となっているなど、規格の国際標準化についても併せて対応を図ることが重要となっている。

このため、環境配慮設計措置を検討するに当たり、技術進歩への対応と国際的な整合性を確保する観点から、JIS等の規格を極力引用する機動的な枠組みを構築するとともに、国際標準化に向けた積極的な貢献や我が国と関係の深い近隣諸国との連携等我が国としての対応のあり方について検討を行う。

3 . 検討体制等

(1)製品 3 Rシステム高度化WGの新規設置

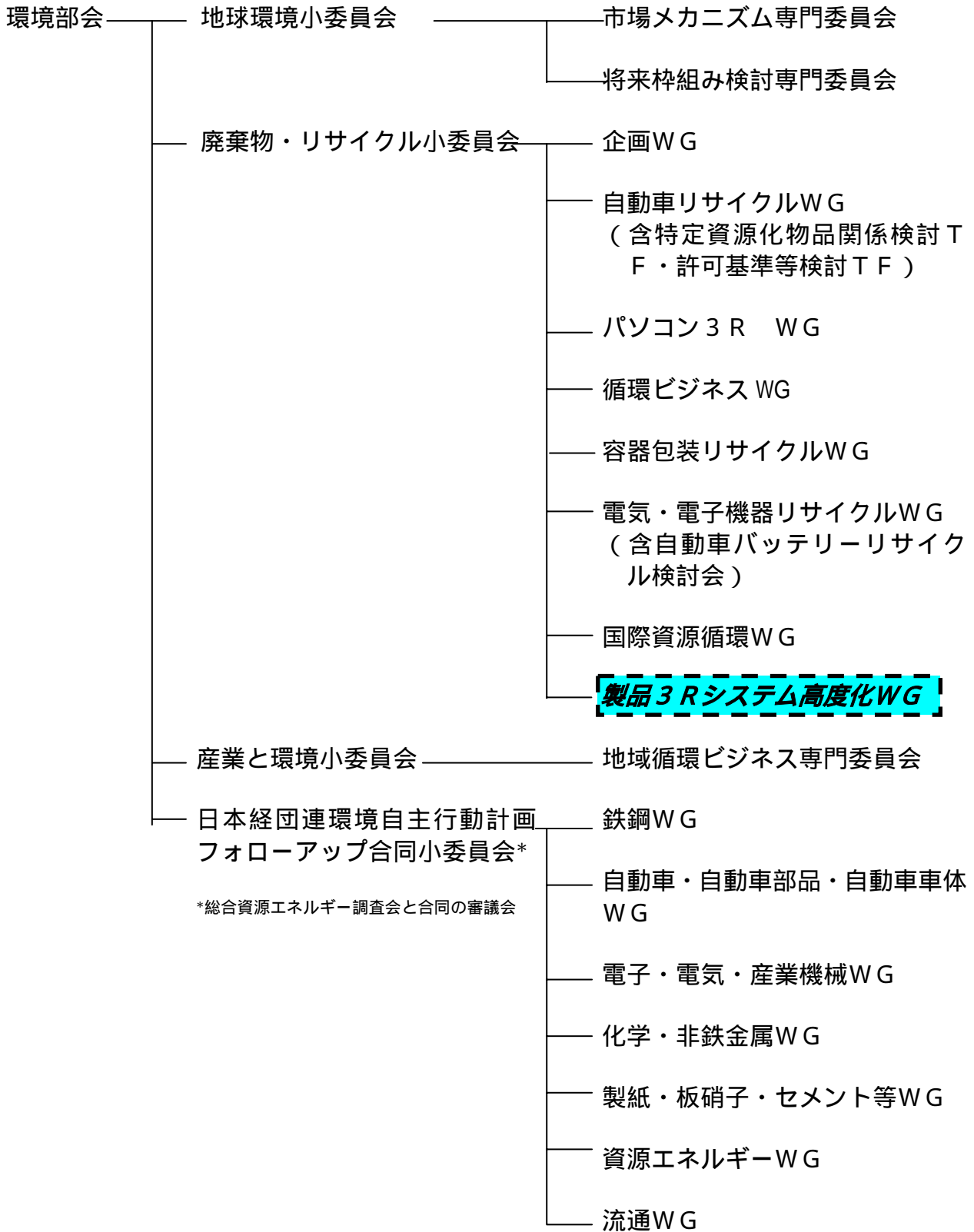
産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会に、「製品 3 Rシステム高度化WG」を新たに設置し、上記 2 . の検討事項について検討を行う。

(2)審議スケジュール(案)

- | | |
|--------------------------------|------------------------------------|
| ・平成 1 7 年 1 月
～平成 1 7 年 3 月 | 検討開始
必要に応じ 3 回程度開催 |
| ・平成 1 7 年春頃 | 中間取り纏め |
| ・平成 1 7 年春頃～夏頃 | 国際標準化等の動向を踏まえつつ、技術的事項につ
いての詳細検討 |
| ・平成 1 7 年夏頃 | 最終取り纏め |
| ・平成 1 7 年秋以降 | 関係政省令改正、J I S 制定、WTO/TBT 手続き等 |
| ・平成 1 8 年夏頃 | 改正政省令施行 |

(参考) 産業構造審議会の組織 (環境部会関連)

(平成17年1月25日現在)



本年度までの3R政策の展開状況について

製品・品目毎の取組	業種・事業者毎の取組	地域～国際レベルでの循環システム構築の取組
<p>1990 産業構造審議会品目別廃棄物処理リサイクルガイドライン策定 (以降順次改定、15品目 35品目(2004年現在))</p> <p>1991 再生資源利用促進法公布(同年施行) (7品目)</p> <p>1995 容器包装リサイクル法公布 (再商品化義務:1997～ガラスびん、PET ボトル; 2000～プラスチック製容器包装、紙製容器包装)</p> <p>1998 家電リサイクル法公布(本格施行は2001～)</p>	<p>1990 産業構造審議会業種別廃棄物処理リサイクルガイドライン策定 (以降順次改定、10業種 18業種(2004年現在))</p> <p>1991 再生資源利用促進法公布(同年施行) (6業種)</p> <p>1998 産構審産業廃棄物排出事業者ガイドライン策定</p>	<p>1997 エコタウン制度創設(2004年現在、19地域まで拡大)</p>
<p style="text-align: center;">1999 循環経済ビジョン策定(1R 3Rへ) 2000 循環型社会形成推進基本法公布</p>		
<p>2000 資源有効利用促進法公布(施行2001～) (約20品目(2004年現在))</p>	<p>2000 資源有効利用促進法公布(施行2001～) (10業種(2004年現在))</p> <p>2000 食品リサイクル法公布(施行2001～)</p> <p>2000 建設リサイクル法公布(施行2002～)</p>	
<p style="text-align: center;">2002 循環型経済システムの高度化に向けて(企画WG) 2002 循環ビジネスの自律的發展を目指して(循環ビジネスWG)</p>		
<p>2002 自動車リサイクル法完全公布(本格施行は2005～)</p>		
<p style="text-align: center;">2002 今後取り組むべき3R対策の重点課題について(廃棄物・リサイクル小委員会) 2003 今後取り組むべき3R対策の重点課題及びその取り組み状況について(廃棄物・リサイクル小委員会)</p>		
<p>2003 産業構造審議会品目別廃棄物処理リサイクルガイドライン改定 (リサイクル関連目標の拡充・強化等)</p> <p>2004 家電リサイクル法 (家庭用冷凍庫を対象に追加)</p>	<p>2003 産業構造審議会業種別廃棄物処理リサイクルガイドライン改定 (最終処分量削減目標の見直し等)</p>	<p>2003 環境コミュニティ・ビジネス事業開始</p> <p>2004 エコタウン制度見直し実施(公募制へ)</p> <p>2004 日中リサイクル政策対話開始を合意</p>
<p>(2005年度 産構審廃棄物・リサイクル小委員会の検討課題)</p> <p>容器包装リサイクル制度に係る見直し(～2005年度)</p> <p>製品3Rシステム高度化に係る課題を検討</p>	<p>排出事業者が取り組むべき廃棄物管理の在り方 (『排出事業者のための廃棄物・リサイクルガバナンスガイドライン』 (2004.9))</p>	<p>アジア域内の適正な資源循環・廃棄物処理の在り方 (国際資源循環WG報告書『持続可能なアジア循環型経済社会 圏の実現へ向けて』(2004.10))</p>